

| | | | | | | | |
|----|-----------|-------|----------|------|----|-----|---|
| 「 | 万葉ふ頭緑地護岸 | 「 | 伏木万葉ふ頭地先 | 504 | 「 | 108 | 」 |
| 「 | 国分船だまり護岸 | 「 | 伏木国分 | 140 | 「 | 110 | 」 |
| 富山 | 3号ドルフィン護岸 | 富山市草島 | | 73 | 富山 | 11 | |
| | | | | 取付10 | | | 」 |

に改める。

第1の3の(5)の表中

| | | | | | | | |
|---|----|---------|----------|------|-------|----|----|
| 「 | 富山 | 岩瀬1号船揚場 | 富山市岩瀬天神町 | 40 | 1,907 | 富山 | 91 |
| | | | | 取付10 | | | 」 |

を

| | | | | | | | |
|----|----|---------|----------|------|-------|----|-----|
| 「 | 伏木 | 国分船揚場 | 高岡市伏木国分 | 15 | 298 | 伏山 | 111 |
| 富山 | | 岩瀬1号船揚場 | 富山市岩瀬天神町 | 40 | 1,907 | 富山 | 91 |
| | | | | 取付10 | | | 」 |

に改める。

第1の8の表中

| | | | | | | | | |
|---|---|--------|---|---------|--------|---|------|---|
| 「 | 「 | 富岩運河緑地 | 「 | 湊入船町～中島 | 53,883 | 「 | 93-4 | 」 |
|---|---|--------|---|---------|--------|---|------|---|

を

| | | | | | | | | |
|---|---|--------|---|-----------|--------|---|------|---|
| 「 | 「 | 富岩運河緑地 | 「 | 湊入船町～上野新町 | 61,383 | 「 | 93-4 | 」 |
|---|---|--------|---|-----------|--------|---|------|---|

に改める。

(港湾課)

富山県告示第105号

指定代理納付者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231号の2第6項に規定する指定代理納付者を指定したので、富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

平成31年3月13日

富山県知事 石 井 隆 一

ヤフー株式会社

東京都千代田区紀尾井町1番3号

2 指定代理納付者に納付させる歳入

富山県税条例第3条第1項第1号（昭和29年富山県条例第16号）に規定する自動車税（指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して代理納付させるものに限る。）

3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

富山県告示第106号

自動車税の収納事務の委託についての一部改正について

自動車税の収納事務の委託について（平成18年富山県告示第327号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月13日

富山県知事 石 井 隆 一

表を次のように改める。

| 委託した相手方の所在地及び名称 | 委託内容 |
|---|--------------------------------------|
| 東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号 地銀ネットワークサービス株式会社 | 収納した自動車税及びその収納情報のとりまとめ事務 |
| 富山県富山市堤町通り一丁目2番26号 株式会社北陸銀行 | 収納した自動車税及びその収納情報のとりまとめに係る仲介、連絡調整等の事務 |
| 東京都中央区日本橋一丁目1番1号 国分グローサースチェーン株式会社 | 直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務 |
| 北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地 株式会社セイコーマート | 直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務 |
| 東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン | 直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務 |
| 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 株式会社ファミリーマート | 直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務 |

| | |
|--|--------------------------------|
| 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地 の 1 株式会社ポプラ | 直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務 |
| 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1 ミニストップ株式会社 | 直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務 |
| 東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号 山崎製パン株式会社 | 直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務 |
| 東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号 株式会社ローソン | 直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務 |
| 東京都港区港南 1 丁目 8 番 27 号 株式会社しんきん情報サービス | MMK 設置店の表示のある加盟店舗における自動車税の収納事務 |

富山県告示第107号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 3 月 13 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 13 日

富山県知事 石 井 隆 一

| 道路の種類 及び路線名 | 区 間 | 変 更 前後別 | 記号 | 敷地の幅員 メートル | 延 長 メートル | 縦覧場所 |
|----------------|----------------------------------|------------|----|--------------------|-------------|-----------------------------|
| 国道 415号 | 氷見市窪1119番1地先から 氷見市窪1134番4地先まで | 変更前 | | 最大 14.1 最小 9.0 | 66.6 | 高岡土木 センター 氷見土木 事務所 |
| | | 変更後 | | 最大 15.0 最小 10.2 | 66.6 | |

| | | | | | |
|--------------|--|-----|--------------------|-------|-----------------------------|
| 県道 菟田下田子線 | 氷見市窪1119番1地先から | 変更前 | 最大 9.0 最小 9.0 | 93.2 | 高岡土木 センター 氷見土木 事務所 |
| | 氷見市窪1136番1地先まで | 変更後 | 最大 11.3 最小 10.2 | 93.2 | |
| 国道 415号 | 氷見市大野字池田3810番5地先から 氷見市大野字江渕 857番1地先まで | 変更前 | 最大 14.8 最小 6.1 | 245.8 | 高岡土木 センター 氷見土木 事務所 |
| | 氷見市大野字池田3810番5から 氷見市大野字江渕 857番1地先まで | 変更後 | 最大 20.0 最小 16.2 | 245.8 | |
| 国道 359号 | 砺波市安川字東四1735番8から | 変更前 | 最大 24.0 最小 7.4 | 48.3 | 砺波土木 センター |
| | 砺波市安川字中三1852番14まで | 変更後 | 最大 42.5 最小 7.4 | 48.3 | |
| 県道 新湊庄川線 | 砺波市安川字東四1749番4から | 変更前 | 最大 19.5 最小 7.5 | 152.4 | 砺波土木 センター |
| | 砺波市安川 256番2まで | 変更後 | 最大 47.8 最小 7.9 | 152.4 | |

富山県告示第108号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月13日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成31年3月13日

富山県知事 石 井 隆 一

| 道路の種類 及び路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 | 縦覧場所 |
|----------------|--|------------|-----------------------------|
| 国道 415号 | 氷見市窪1119番1地先から 氷見市窪1134番4地先まで | 平成31年3月13日 | 高岡土木 センター 氷見土木 事務所 |
| 県道 藪田下田子線 | 氷見市窪1119番1地先から 氷見市窪1136番1地先まで | 平成31年3月13日 | 高岡土木 センター 氷見土木 事務所 |
| 国道 415号 | 氷見市大野字池田3810番5から 氷見市大野字江渕 857番1地先まで | 平成31年3月20日 | 高岡土木 センター 氷見土木 事務所 |

富山県告示第109号

家畜の検査命令について

家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はその発生を予察するため、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により家畜又はその死体の所有者に対し次のとおり検査を受けることを命じ、同条第2項の規定により公示する。

平成31年3月13日

富山県知事 石 井 隆 一

1 ヨーネ病

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している生後12ヵ月齢以上の雌牛
イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している生後12ヵ月齢以上の雄牛

ウ ア又はイの牛と同一施設内で飼育している生後12ヵ月齢以上の牛

エ その他農林水産大臣又は知事が指定する牛

(3) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

| 実施の期日 | 実施する区域 |
|---|--------|
| 2019年4月1日から2020年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日 | 県下全域 |

2 伝達性海綿状脳症

(1) 実施の目的

牛、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項の規定による届出の対象となる牛の死体

イ 月齢又は推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体

(3) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

| 実施の期日 | 実施する区域 |
|---|--------|
| 2019年4月1日から2020年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日 | 県下全域 |

3 腐^え蛆病

(1) 実施の目的

蜜蜂の腐^え蛆病の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

蜜蜂

(3) 検査の方法

臨床検査及び細菌学的検査

(4) 実施の期日及び実施する区域

| 実施の期日 | 実施する区域 |
|-------|--------|
| | |

| | |
|---|------|
| 2019年4月1日から2020年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日 | 県下全域 |
|---|------|

4 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ

(1) 実施の目的

高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

(3) 検査の方法

臨床検査、血清学的検査（酵素免疫測定法又は寒天ゲル内沈降反応検査）、ウイルス学的検査及びその他必要な検査

(4) 実施の期日及び実施する区域

| 実施の期日 | 実施する区域 |
|---|--------|
| 2019年4月1日から2020年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日 | 県下全域 |

5 オーエスキー病

(1) 実施の目的

オーエスキー病の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（ラテックス凝集反応法又はウイルス中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

| 実施の期日 | 実施する区域 |
|---|--------|
| 2019年4月1日から2020年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日 | 県下全域 |

6 豚繁殖・呼吸障害症候群

(1) 実施の目的

豚繁殖・呼吸障害症候群の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（酵素免疫測定法）

(4) 実施の期日及び実施する区域

| 実施の期日 | 実施する区域 |
|---|--------|
| 2019年4月1日から2020年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日 | 県下全域 |

7 豚コレラ

(1) 実施の目的

豚コレラの発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（酵素免疫測定法）

(4) 実施の期日及び実施する区域

| 実施の期日 | 実施する区域 |
|---|--------|
| 2019年4月1日から2020年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日 | 県下全域 |

8 アカバネ病

(1) 実施の目的

牛のアカバネ病の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

| 実施の期日 | 実施する区域 |
|---|--------|
| 2019年4月1日から2020年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日 | 県下全域 |

9 チュウザン病

(1) 実施の目的

牛のチュウザン病の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

| 実施の期日 | 実施する区域 |
|---|--------|
| 2019年4月1日から2020年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日 | 県下全域 |

10 アイノウイルス感染症

(1) 実施の目的

牛のアイノウイルス感染症の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

| 実施の期日 | 実施する区域 |
|---|--------|
| 2019年4月1日から2020年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日 | 県下全域 |

11 イバラキ病

(1) 実施の目的

牛のイバラキ病の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

| 実施の期日 | 実施する区域 |
|---|--------|
| 2019年4月1日から2020年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日 | 県下全域 |

12 牛流行熱

(1) 実施の目的

牛流行熱の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

| 実施の期日 | 実施する区域 |
|---|--------|
| 2019年4月1日から2020年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日 | 県下全域 |

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1

項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成31年3月13日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

大阪屋ショッピング下堀店 富山市下堀字上大道割20番1 ほか32筆

2 店舗を設置する者 株式会社大阪屋ショッピング

3 店舗において小売業を行う者 株式会社大阪屋ショッピング

4 新設の日 平成31年10月20日

5 店舗面積の合計 1,681㎡

6 店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数 建物東側 69台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物南東側 44台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物南側 21㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物南側 15.6㎡

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時及び午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午後9時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 3箇所 敷地北側ほか

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前4時～午後6時

8 届出の日 平成31年3月4日

9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

10 縦覧期間 平成31年3月13日から平成31年7月16日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、

縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）(2)(1)の事項の公表の可否
- (3)当該店舗の名称及び所在地
- (4)意見及びその理由

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により氷見市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があつたので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成31年 3 月13日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類

氷見都市計画用途地域

~~~~~  
**正 誤**  
~~~~~

平成31年 2 月 1 日付け第4455号付け公告「農地を利用する権利の設定の裁定」中

| | | | |
|---|------------|---------|---------------------|
| 頁 | 行 | 誤 | 正 |
| 4 | 上から 3 及び 5 | 富山地方法務局 | 富山地方法務局 <u>魚津支局</u> |

